



足立区議会だより

足立区議会事務局 ☎(882) 1111 No.100



総額八億七千万円余
第100回
定例会

国民の理解を得られないままの売上税導入に反対する意見書などを可決

会議のあらまし

五議員が質問

議案の審議に先立ち、三月二日の本会議で、次の五議員が区政全般にわたり質問を行いました。

伊原光一議員(自由民主党)
小久保雅捷議員(公明党)
大島芳江議員(共産党)
野中栄治議員(社会党)
藤波正寿議員(民主クラブ)

区長提出議案はすべて原案通り可決

今定例会では、六十二年度一般会計予算をはじめ国の事務委任に関する法改正に伴う規定整備のための条例の新設、一部改正等区長提出の六十二議案はいずれも委員会審査結果の通り、原案可決されました。

議員提出議案は一件可決、三件否決

今定例会では、議員提出議案として、国民の理解を得られないままの売上税導入に反対する意見書、足立区中小企業振興基本条例、足立区乳幼児の医療費の助

成に関する条例、足立区老人入院見舞金の支給に関する条例の四議案が提出され意見書は可決、他の三議案は否決されました。

予算特別委員会を設置

議会は、区長から提出された、昭和六十二年度一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計の三会計予算案を審議するため、委員二十七名による予算特別委員会を設置し、予算案の審議を付託しました。委員会で審議の経過及び結果は、四頁に記載しました。

特別委員会は、調査結果の最終報告を行い消滅

議会では、特定事件の調査研究のため、交通機関誘致対策特別委員会、駅前再開発調査特別委員会、都区制度調査特別委員会、商工活性化対策特別委員会の四特別委員会を設置し、調査研究を進めていたが、四委員会とも、調査研究を終了し、今議会では結果の最終報告を行いました。(報告の要旨は、六頁に掲載しました。)

永年在職議員を表彰

区議会議員として二十年以上在職された方々に対し特別区議会議長会平沢太郎会長から表彰が行われており、今任期中に、次の七議員が表彰を受けました。



鈴木 進議員



井上市三郎議員



八田正和議員



安達正興議員



向後昭三議員



清水大蔵議員



中川外行議員

当選六回、議長、議会選出監査委員、議会運営委員長、予算特別委員長等を歴任。

当選五回、副議長、議会選出監査委員、福祉保険児童委員長、土木委員長、区民委員長等を歴任。

当選五回、議長、副議長、議会運営委員長、予算特別委員長、決算特別委員長等を歴任。

当選五回、議会選出農業委員、文教委員長、土木委員長、交通機関誘致対策特別委員長等を歴任。

六十二年第一回足立区議定会定例会は三月二日に開会し、会期十八日間で三月十九日に閉会しました。
今定例会では、六十二年度一般会計予算始め六十二件の区長提出議案、四件の議員提出議案及び請願・陳情等の審議を行いました。また、現在ある四特別委員会は、調査を終了、本会議で結果の報告を行い消滅しました。

自由民主党

第二次基本計画の計画年次内達成は可能か

【問】円高不況とそれに基
因する雇用不安等の問題は
区政にも影響を及ぼしてい
る。こうした状況から第二
次基本計画に掲げた三千二
百億円に及ぶ各種事業の計
画年次内実施は非常に困難
と思うがどうか。

【答】非常に厳しい現状で
あるが、計画年次を通じて
考えれば、実施は可能と考
えている。ただ、税制改革、
売上税の推移により財政へ
の影響も考えられ、その動
向を見守っていききたい。
区制度改革後の地域行政は
どう進める考えか

【問】世田谷区の「地域事
務所構想」は、特別区制度
改革後の自立した市を展望
した市民サービス施策と思
うが、当区ではどのような
地域行政を進める考えか。
【答】出張所を再編成して
区民事務所を設置し、国保
年金等の所管区域を超えた
共通的な事務を委譲した。
今後は、ブロックごとの

特性を生かせるような業務
について権限の委譲を考
えている。さらに地域行政全
般についての検討を命じて
いるところである。

売上税に対する区長の所感
を問う

【問】今国会で論議の焦点
となっている売上税は、国
民生活に大きな影響を及ぼ
すことが予想される。仕組
みが未だ不確定な部分が多
く、国民の理解を得られな
いままの現行売上税の導入
には、我が区議団は反対す
る。この売上税に対する区
長の所感を伺う。

【答】売上税の導入の是非
については国会の場におい
て、広く国民的立場から論
議がなされるべきものと考
える。



エイズ対策を問う

【問】今回のエイズは、従
来からの性病に比しその恐
しきは格別のものがある。
当区での対策及び家庭での
予防について伺う。

【答】エイズに対する認識
普及のため、都区でのチラ
シ、パンフレットの作成配
付、保健所、相談所におけ
る相談、医療機関の紹介。
電話予約による足立、千住
両保健所での抗体検査。ま
た予防対策上必要と思われ
る施設への文書指導、講習

公明党

会の開催等を実施している。
家庭での予防については
一般性病と異なるわけでは
なく、通常の生活を営む限
り心配ないと考える。

区長の予算編成姿勢を問う

【問】行政改革は時代の要
請ではあるが、これは手段
であって目的ではない。

目的はあくまで区民生活
の向上、即ち文化、福祉の
向上にあり、手段を誤ると
行革が先走りし、目的化
する恐れが十分ある。

「心のぬくもりを感じる
足立の発展」をめざすべき
であるがどうか。

【答】指摘のとおりである。
行政改革の目的は地域の
特性を生かしたまちづくり
を進め、活力と潤いのある
地域社会を創出するととも
に、将来の展望を踏まえ、行
政の簡素化・合理化を図り、
新たな行政課題に対応して
いくことである。

誰もが住んでいてよかつ
たと思う魅力ある街をめざ
しており、行革はまさにそ
のため手段である。

【問】売上税導入の見解を問う
売上税導入は区民の
生活に多大な影響が考えら
れるが、区長はどのような
見解を持ち、またその対策
を考えているか伺う。

【答】売上税導入が区民生
活に及ぼす影響は避けられ
ないと思うが、現段階では、
細目が不明のためどのよう
な影響が及ぶか予測がつか
ず、今後国会での審議を慎
重に見守っていききたい。

自治体での平和問題を問う
【問】平和は自然にやって

くるものではなく、自らの
主体的努力が必要である。
その方法として、国家間
での国際平和外交と民衆外
交の両面の努力が必要と考
えられる。各自自治体は、こ
の民衆外交の先頭に立つべ
きと思うがどうか。



【答】外交は国家的機能で
あり、地方自治体の役割は
おのずと制約される。

しかし、現在の国際化社
会では提言の趣旨は十分理
解でき、本区がベルモント
市と提携しているのも同様
の理由からである。

区民のコンセンサスを得
ながら着実に努力したい。

健全の家の廃止は避けよ
【問】健全の家の施策は廃
止の方向ではなく、設立の
趣旨の原点に立ち返り、「足
立の良心」を失わず、より
充実すべきと思うがどうか。

【答】年々児童福祉施設の
数や処遇内容が充実され、
区内に都立児童相談所も設
置された現在、健全の家が
児童福祉法による認可施設
でないなど内部検討や関係
者の意見を聞き、今回廃止
に至った。ご理解願いたい。

共産党

売上税の導入、マル優廃止
を容認するのか
【問】予算編成の基本的な

考え方の中で、売上税の導
入、マル優廃止を前提とし
た。売上譲与税や交付金を
国に要求していくとしてい
る。区長は、売上税の導入
マル優廃止を容認している
のではないか。

【答】減税財源の補てん、
所得種類間の税負担の不公
平の見直し等の観点からの
措置と認識しており、評価
は国会の場で決せられるべ
きものと考えている。

敬老金、無料入浴券の早期
復活を図れ

【問】二十三区に先がけて
打ち切った敬老金及び生活
保護世帯への法外支援、と
りわけ無料入浴券は一日も
早く復活すべきと思うがど
うか。

【答】限られた財源を緊急
を要する要援護老人対策に
重点的に配分して行く必要
があり、復活の考えはない。



老人入院見舞金制度を創設
せよ

【問】老人医療費の無料化
復活を国に働きかけよ。当
面入院している老人の医療
費負担軽減のため、区単独
で老人入院見舞金制度を創
設せよ。

【答】老人医療費の適正化
のため一部負担金制度は必
要と考えており、国、都へ
復活の働きかけは考えてい

可決した主な議案

▼予算

六十二年度一般会計予算
六十二年度国民健康保険特
別会計予算
六十二年度老人保健医療特
別会計予算
(詳細は四頁に掲載)

六十一年度一般会計補正予
算(第五号)

歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ六、六二一、
六二五千円を追加するもの。
六十一年度国民健康保険特
別会計補正予算(第三号)
歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ八三三、二七
五千円を追加するもの。

六十一年度老人保健医療特
別会計補正予算(第一号)
歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ七〇一、〇〇
一千円を追加するもの。

▼条例の制定

足立区ボランティア施設条
例
ボランティア活動の場と
しての施設を設置するもの。

足立区保育所入所措置条例
保育所への入所措置に関
する基準を定めるもの。
足立区神明三丁目地区地区
計画の区域内における建築
物の制限に関する条例
足立区に係る道道整備計画
の区域内における建築物の
制限に関する条例
足立区スポーツ振興基金条
例

区内スポーツ団体に効率
的な助成を行うため、基金
を設置するもの。

▼条例の改正・廃止

足立区職員定数条例の一部
を改正する条例
職員定数を減員するもの。

足立区非常勤職員の報酬お
よび費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬限度額
を引き上げるもの。

足立区国民健康保険条例の
一部を改正する条例
法の一部改正により、規
定の整備を行うもの。

足立区立児童館条例の一部
を改正する条例
足立区立児童館施設条例の
一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例の
一部を改正する条例
足立区立老人館条例の一部
を改正する条例
前記四条例は加平児童館
老人館・学童保育室の設置
に伴い、これを位置づけ、
栗原西児童館・老人館・学
童保育室の名称をそれぞれ
栗原北に改めるもの。

足立区農業委員会の選挙に
よる委員の定数条例の一部
を改正する条例
農家戸数等の減少で農業
委員定数を減員するもの。

足立区心身障害者福祉手当
条例の一部を改正する条例
心身障害者の手当額を引
き上げるもの。

足立区難病患者福祉手当条
例の一部を改正する条例
難病患者福祉手当の支給
対象疾病を追加するもの。

足立区生業資金貸付条例の
一部を改正する条例

生業資金の貸付利率を引
き下げるもの。

足立区応急小口資金貸付条
例の一部を改正する条例
資金の貸付限度額を引き
上げ規定の整備をするもの。

足立区災害弔慰金の支給等
に関する条例の一部を改正
する条例
災害援護資金の貸付限度
額を改定するもの。

足立区立児童遊園条例の一
部を改正する条例
青井六丁目児童遊園ほか
一園の設置と、本木五丁目
児童遊園ほか二園の廃止。

足立区立健康学園施設使用
条例の一部を改正する条例
使用料を改定するもの。

足立区文化会館条例の一部
を改正する条例
公会堂の使用促進のため、
使用料の減額規定を加える。

足立区社会教育館条例の一
部を改正する条例
栗本社会教育館ほか二館
を設置するもの。

足立区地域体育館条例の一
部を改正する条例
栗本体育館ほか二館の設
置と、使用区分の改正。

足立区総合スポーツセンタ
ー条例の一部を改正する条
例
使用者の利便等を図るた
めの使用区分の改正。

足立区立図書館条例の一部
を改正する条例
栗本図書館ほか二館を設
置するもの。

足立区役所出張所再配置審
議会条例を廃止する条例
出張所再配置審議会を廃
止するもの。
足立区立学寮条例を廃止す
る条例
養護施設の充実に伴い、

区政を

社会党

【問】政府原案に関するものだが、区民に責任を持つ区長としての考え方について次の点を伺う。

○六十三万区民の暮らしをあずかる区長として、売上税導入反対運動の先頭に立つべきと思うがどうか。

○今回の税制改革は、大企業、高額所得者には減税、中位以下には増税となることについてどう考えるか。

○売上税は、総理が「導入しない」と公約した「大型間接税」に他ならないと考えるがどうか。

○売上税は、上に軽く下に厳しい大衆課税となり住民福祉に責任を持つ自治体として好ましくないと思うがどう考えるか。

○売上税に伴い事務量の増大、売上げ減で存立すら危くされると考えるがどうか。

○マル優の廃止は苛酷な課税であり、行うべきでないと思うがどうか。

【答】一賛成、反対いずれに對しても十分耳を傾ける必要があると考えている。

○今般の税制改正が公平・公正の理念の下に全体として福祉を増進させ日本経済に活力を与える方向で論議が深められる事を期待する。

○評価については、国会の場で十分論議されるべきであると考えている。

○食料品等多数が非課税品目に予定され、逆進性もかなり緩和、とされているが、国民経済に与える影響には十分の配慮を望む。

【問】最終計画なのか伺う。

【答】現計画では将来にわたり絶対安全とはいきれない。国、都、埼玉県ではさらに九十兆、百兆程度を目標に現在計画を検討中と聞いている。今回の改修もその一部となるものである。

武蔵野散歩道にふさわしい毛長川沿いの整備を



【問】武蔵野散歩道の指定に毛長川堤防約三・五軒米が含まれているが、散歩道の名称に恥じないような道、たとえば毛長川路面沿いに桜並木の造成、二百米から三百米間隔にポケットパークを設置し、憩いの道と共に見えの出来る名所として整備してはどうか。都に對し要請する考えはないか。

【答】武蔵野の路と一体とした公園整備や、桜の植樹など都と協議しながら、趣旨に添えるよう努力したい。

民主クラブ

【問】現改修計画は五十兆雨量対応の設計との事だが今後上流地域の開発に伴う水量の増大を想定すると、水害問題は当分続くものと考ええる。現計画は長期展望に立った計画の一部事業か

【答】現改修計画は五十兆雨量対応の設計との事だが今後上流地域の開発に伴う水量の増大を想定すると、水害問題は当分続くものと考ええる。現計画は長期展望に立った計画の一部事業か

区議会だよりが創刊百号に達しました



【問】武蔵野の路と一体とした公園整備や、桜の植樹など都と協議しながら、趣旨に添えるよう努力したい。

【問】武蔵野散歩道の指定に毛長川堤防約三・五軒米が含まれているが、散歩道の名称に恥じないような道、たとえば毛長川路面沿いに桜並木の造成、二百米から三百米間隔にポケットパークを設置し、憩いの道と共に見えの出来る名所として整備してはどうか。都に對し要請する考えはないか。

【問】財政面、効果面、教育的見地から積極的推進の立場に立ち次の点を伺う。

○民間委託は成功し、不安は解消されたが、一部に未だ請願を寄せている人がいる。真実を伝える事は区教委の義務と考えるが、過去にどのような方法でPRに努めたか。

件名	会派名	自由	公明	共産	社会	民主	結果
62年度一般会計予算・国民健康保険特別会計予算・老人保健医療特別会計予算・一般会計補正予算(第5号)・国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	自由	○	○	×	○	○	可決
職員定数条例の一部を改正する条例・国民健康保険条例の一部を改正する条例・区立健康学園施設使用条例の一部を改正する条例	自由	○	○	×	○	○	可決
区立学費条例を廃止する条例	自由	○	×	×	○	○	可決

意見の分かれた案件

所在地	延長(m)	幅員(m)
花畑東部土地地区画整理組合施行地内	336.00	6.00
中川四丁目地内	699.21	5.70~8.83
平野二丁目地内	259.12	16.00~19.00
入谷九丁目地内	137.30	16.00~35.22
鹿浜五丁目地内	47.04	5.00
西保木間二丁目地内	133.94	6.00
西綾瀬三丁目地内	226.18	4.00~6.00
神明三丁目地内	26.25	4.00
西新井本町三丁目地内	51.00	4.00
西新井本町三丁目地内	88.84	4.00
江北四丁目地内	116.03	4.48~5.02
島根一丁目地内	48.71	5.00
西保木間二丁目地内	192.12	6.00~7.31

区有通路路線の設置

所在地	延長(m)	幅員(m)
梅島三丁目地内	60.48	3.22~4.44
綾瀬四丁目地内	99.05	3.48~3.95

【町区域の新設及び一部変更について】

住居表示に関する法律の規定により、町区域の一部の表示を変更するもの。

【請負契約・変更】

○金額・相手方(JV)共同企業体・契約方法は全て「指名競争入札」

綾瀬三丁目・東綾瀬一丁目付近枝線工事及び掘削復旧工事 ○十二億円 ○株木・太陽建設JV

東綾瀬二丁目付近枝線その二工事及び掘削復旧工事 ○三億七千万円 ○竹内・日新建設JV

神明南一丁目・辰沼二丁目付近枝線工事及び掘削復旧工事 ○三億五千万円 ○堀真建設

【町区域の新設及び一部変更について】

工事 ○七億九千万円 ○日産・英興建設JV

西新井本町二丁目付近枝線その二工事及び掘削復旧工事 ○四億三千三百万円 ○森川・堀真建設JV

興野二丁目付近枝線その三工事及び掘削復旧工事 ○二億四千二百万円 ○機動・東京建設JV

扇一・三丁目付近枝線工事及び掘削復旧工事 ○五億七千万円 ○大日本・新井建設JV

青井二丁目・弘道一丁目付近枝線工事 ○一億四千二百七十万円 ○興進建設

掘削道路復旧工事 ○一億一千九百九十三万円 ○興進建設

弥生小学校体育館及びブル改築工事 ○三億五千万円 ○堀真建設

【財産の取得】

足立区野外レクリエーションセンター拡張用地を取得するもの。

【専決処分した事件の報告及び承認】

損害賠償額の決定

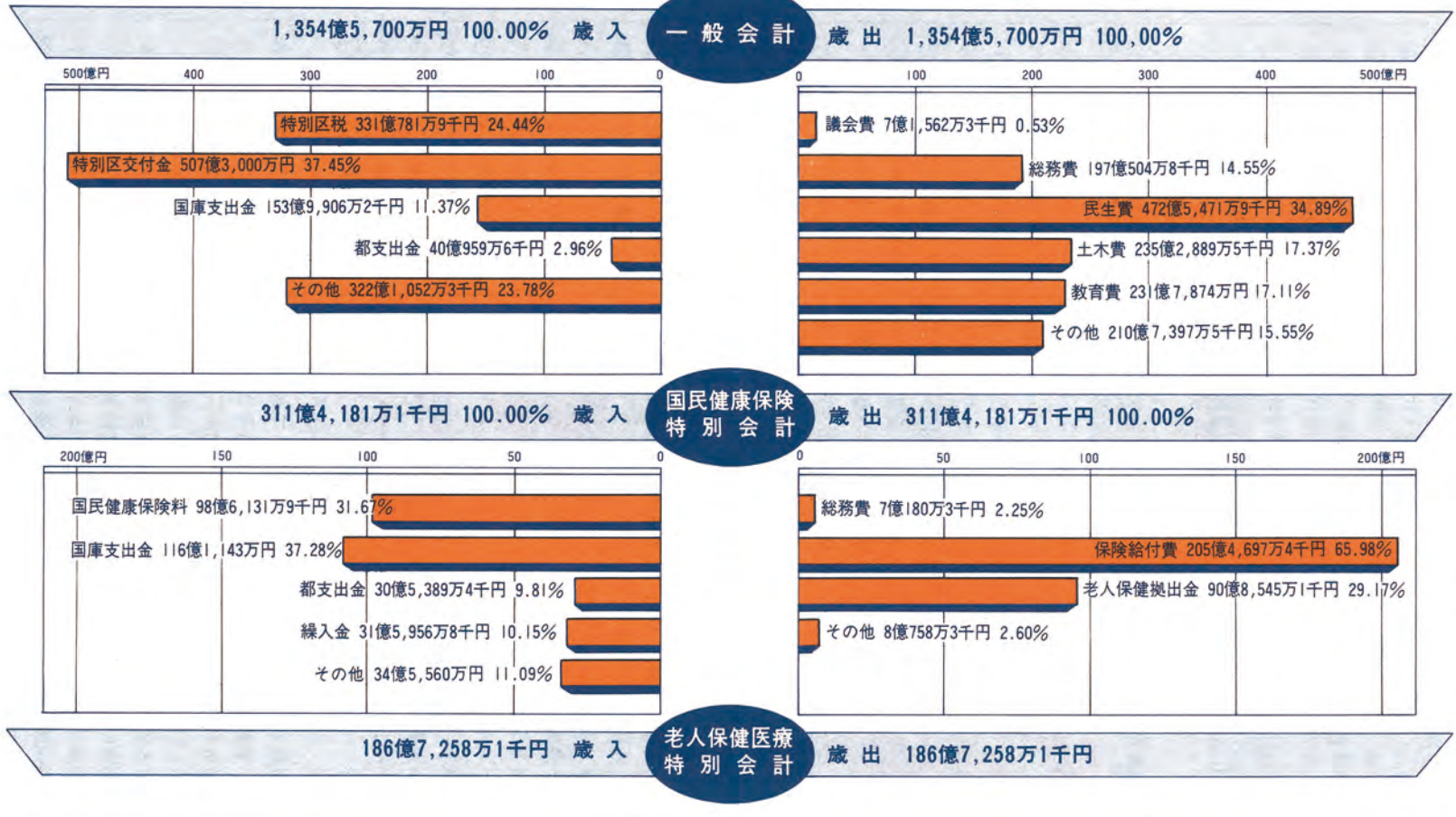
鹿浜中学校南門で生じた事故にかかる損害賠償は六件。

議決を得た契約の変更

加平児童館・老人館(仮称)新築工事ほか七件。

62年度各会計予算審査のあらまし

昭和62年度各会計予算



審査の経過

- 今定例会において、区長から一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計の三会計総額一千八百五十二億七千三百三十九万二千元に及ぶ予算案が提出され、区議会は三月二日の本会議で委員二十七名により構成される予算特別委員会を設置し、三会計予算案を付託した。
- 委員会は、三月七日に第一回目の委員会を開催し、委員長に巻田清治議員、副委員長に宮原進議員、渡辺修次議員を選任、以後、七日間にわたり慎重審議を行った。
- 審議は、区長、助役はじめ執行機関の関係部課長の出席を求め、連日延べ六十一名に及ぶ各党・会派を代表する委員が質疑、論議を展開した。
- 今委員会での論議の焦点は、税制改正、とりわけ売上税の導入に関する問題にあてられ、区長の見解、区財政への影響等について、全会派の委員から質疑が行われた。他にも質疑は広範多岐にわたる行われ、要旨は次の通りである。
- ◎行政計画立案時における議会との意思疎通について
- ◎土地価格高騰が及ぼす第二次基本計画への影響は
- ◎区財政における円高差益の還元について
- ◎非核平和都市宣言に対する区の見解及び審議会の設置について
- ◎庁舎間の電話転送システムの導入について
- ◎福祉総合計画の早期策定と特養ホームの建設計画、収容対策について
- ◎法改正に伴う保育所入所基準の設定について
- ◎公害健康被害補償制度の指定地域解除に対する区長の考え方について
- ◎パート労働者の退職金制度の創設について
- ◎雨水浸透対策の効果と施策の拡大について
- ◎水害常襲地域への当面の対策について
- ◎用途地域見直しについて
- ◎区の基本的な考え方
- ◎都市景観の整備促進
- ◎舎人新線建設促進と経営主体について
- ◎地教行法第五十九条の廃止について
- ◎健全の家廃止に対する区の考え方について
- ◎区立図書館の公社委託に伴う法的問題点について
- ◎区外におけるグランド用地の取得について
- 質疑は、この他にも予算案全般にわたる行われ、慎重審議の後、三月十六日に各党・会派から討論（要旨五頁に掲載）が行われ、三議案ともに賛成多数で可決すべきものと決した。
- この審査結果は、三月十九日の本会議で委員長から審査の経過とともに報告がなされ、起立採決の結果、昭和六十二年度の三会計予算はいずれも原案どおり可決成立した。
- 採択したもの
- 関原区民事務所移転後の施設利用に関する請願
 - 不採択にしたもの
 - 老人保健法改悪反対に関する請願
 - 老人保健制度等の改善に関する陳情
 - 昭和六十二年東京都の保育関係予算に関する陳情（一八項）
 - 学校・保育園の給食民間委託・統廃合をやめ、足立区の子どもたちにゆきとどいた教育・保育を実現させる請願（二件）
 - 保育に関する請願
 - 学校給食民間委託反対に関する請願（十六件）
 - 六月中学校の学校給食民間委託反対に関する請願
 - 足立区学校給食の民間委託に反対し区直営の自校給食の充実に関する請願
 - 学校給食の民間委託をやめ区直営の給食をより充実することを求める請願（二件）
 - 健全の家存続に関する請願
 - 区立図書館の個人貸出し冊数増加および期間延長に関する陳情
 - 旧第三出張所管内の住区施設に関する請願
 - 継続審査にしたもの
 - 核兵器廃絶・市民の命と暮らしと安全を守る「足立区非核平和都市宣言」に関する請願
 - 足立区簡易裁判所の存続に関する陳情
 - 足立区住宅相談制度の新設に関する請願
 - 都同和行政の見直しを求める請願
 - 北千住駅西口再開発計画に関する請願
 - 売上税反対の意見書採択に関する陳情
 - 国民の理解を得られないままの売上税導入に反対する陳情
 - 陳情
 - 足立区生鮮食品物価安定供給事業復活に関する請願
 - 生活協同組合発展に関する請願
 - 障害者の働く場花畑共同作業所に対する運営費助成に関する陳情
 - 公害健康被害補償制度の指定地域解除に反対し国に対する意見書提出に関する陳情
 - おとしよりや生活保護世帯の福祉向上に関する請願
 - 障害者利用の自転車助成に関する請願
 - 通学道路の安全確保に関する請願
 - 江北大塚などの雨水水害常襲地域に徹底した雨水抑制装置の建設を求める請願
 - 水害常襲地域の出水防止策を求める請願（二件）

62年度各会計予算に対する

昭和62年度予算に対する各党・会派の意見・考え方を知る参考としていただくため、予算委員会における各党・会派の討論(要旨)を掲載いたしました。

各党・会派の主張

自由民主党 ― 賛成

売上税導入を前提とし、い予算編成を評価する。売上税審議をめぐり紛糾し、暫定予算回避の国会の現況は誠に遺憾である。当区議会は導入反対の意見書を全会一致で可決し、我党足立支部も決議した。売上税導入を前提とし、い予算編成を先ず評価する。しかし税制改革は時代の要請であり、今後の推移を見据え、自治体独自の判断を求められる事を忘れてはならない。

行政改革、教育改革等々各種改革が目白押しで、特に都区制度改革は正念場を迎え、区長のリーダーシップを試されることである。いかなる改革も執行体制内は勿論、議会、住民の理解と信頼なくしては目的を達成し得ない事を銘記し、執行体制を確立するよう強く要望する。予算全般にわたり行政改革が計画通り進められている事は評価するが、一層行政効果を高めるため、行政広報活動をさらに積極的に進める必要があると考える。

副都心計画は評価する。下水道、舎人・常盤両新線の整備等の事業は確実に実現する必要がある、その為にも潜在的な有能な人材の育成と積極的登用を期待する。再開発事業は住民の理解を求め積極的な展開を要望する。教育行政はきめ細かな配慮が不可欠であり、実績を正確に把握し創造性に富み特色ある施策の推進を要望する。

公明党 ― 賛成

売上税に対する不鮮明な区長の姿勢を指摘する。売上税の導入は許し難いものであり、断固廃棄を旨とし国民レベルで運動を展開している。当区議会でも反対の意見書を超党派で議決した。我党は当委員会でも当区は、低所得者、中小零細企業が多く、区民生活、企業活動の受ける深刻な影響を指摘し、区長の所見を伺ったが、国会で審議すべきものとして態度を鮮明にしなかった。これは議会の議決、圧倒的区民の声を無視したもの指摘し、今後区民の側に立った行政執行を強く要望する。また、健全の家は、区独自の特性性のある施設であり、強く存続を要望する。

本予算案は、健全の家の廃止など認め得ない項目もあるが、全体として、計画事業を中心に積極的な予算案と認め、次の要望を付し三会計予算案に賛成する。

- ①区民サービスの削減による財政収支の均衡を図ることとは回避せよ。
- ②区の施策変更等は、分り易い形で、区民PRを図れ
- ③区健診は、夜間、休日実施も含め、内容充実を図れ
- ④経営者後継者養成大学を早期に設置せよ。
- ⑤施設の分煙化の促進
- ⑥住環境、防災生活圏モデル事業等まちづくりの促進
- ⑦学童擁護員は、交通実態に合った配置を検討せよ。
- ⑧区画街路九号の歩行者安全策を早急に図れ。

共産党 ― 反対

地方行革を安易に受け入れ区民に犠牲の押しつけ。自民党内閣は、「臨調行革」を強行、国民生活に犠牲を強要し、自治体にも「地方行革」を押しつけ、行財政両面から、憲法に保障する自治権を侵害、国の下請け機関化を進めている。

自治体として、この事態に強く反対すべきであるにも拘らず、当区には、全くこの姿勢が認められず、区民に犠牲を押しつけている。この事は、本予算案にも随所に見られる。

- ①売上税の導入、マル優廃止には「増減同額」とし議会、住民の意思を無視し自治体としての責任の放棄
- ②国庫補助金、国保国庫支出金削減に対し、「財調でカバー」として安易に容認
- ③公害指定地域解除に関し区民実態無視の不明な国への意見具申
- ④老人入院見舞金制度創設及び敬老見舞金の復活拒否等真の福祉施策の切り捨て
- ⑤保育園児定数削減等の区民要求に逆行する保育行政
- ⑥貧弱な中小企業振興施策
- ⑦健全の家の廃止、学校給食及び図書館の民間委託の拡大、また、非核平和都市宣言の否定は区民の願いに背くものである。第五号議案は、不当な財政肩替りを認め、保険料の再値上げ等社会保障の役割りを否定するものであり、第六号議案は高齢者の医療費負担を増大し、受診抑制を促進するもので到底容認できない。

社会党 ― 賛成

区民生活防衛のための積極的予算編成を評価する。一般会計予算案は、円高デフレによる経済の低迷の中で、区民生活を防衛するため、対前年伸び率を地方財政計画の二・九パーセント、特別区平均の四・一パーセントを上回る五・九パーセント増と積極的に編成していることを評価する。

まちづくりを前面に押し出す一方、我が党の予算要望の柱である「区民福祉の一層の向上」に、特養ホーム建設助成、障害者の通所訓練、社会復帰事業の拡充等、従来に増してきめ細かな配慮がなされている。今後の課題である生涯教育の推進についても、プロックセンターの四館同時建設、スポーツ振興基金の設置など積極的であり、ハード、ソフト両面のバランスがとれた予算であると考えられる。当然の事とはいえ、売上税の創設を前提としない予算編成であり、以上を総合すると、本予算案は高く評価するものである。

なお、次の要望を付す。

- ①都区制度改革には、議会住民の意見を十分尊重せよ
- ②非核平和都市を宣言し、平和行動計画を策定せよ。
- ③円高不況対策に万全を期し、売上税に強く反対せよ
- ④公害健康被害補償制度の存続に努めよ。
- ⑤景観行政を進め、条例化を検討せよ。
- ⑥健康づくり、体力づくり指導センター建設の推進。

民主クラブ ― 賛成

区民要望を的確に捉え、積極的財源配分を評価。長期にわたる低経済成長、さらに追い打ちをかける円高により厳しさを増した財政状況の中で、区民要望の強い施策について積極的な財源配分を行ったことを高く評価する。

このことを可能ならしめたのも、徹底した事務事業の見直し、計画的・体系的に実施してきた行政改革によるものである。

本予算案は、生活環境の整備、防災対策、活力ある街づくり、教育・福祉の充実、コミュニティの核となるプロックセンター、児童館・老人館の建設、公園等の造成、保健衛生の充実など、かねてより民主クラブが要望してきたことに着実に対応されている。

しかし、軽重はあっても問題点の指摘もある。特に予算特別委員会開会中に新聞報道されたような当区のイメージダウンにつながる不祥事もあり、本予算の執行にあたっては、区長、執行機関は心してあたられるよう要望する。

最後に、本予算編成の過程で売上税と税金など税制改革を組み込まなかった、区長はじめ執行機関の見識を高く評価する。



国民の理解を得られないままの売上税導入に反対する意見書

戦後四十年にわたる我が国の社会経済の著しい変化に対応するため、現行税制の改革は必要である。特に、人口の高齢化、経済の国際化に伴い、所得税、法人税については思いきった減税と税体系の合理化が要望されることである。

しかしながら、売上税の実施は円高不況の下で、特に当区の中小零細企業に与える影響が深刻であり、区民はその法制化に当たって仕組みが未だ不確定な部分の多いことに大きな不安と不信を抱いている。

また、売上税の最終税負担者である消費者にとっては実質的な増税となるおそれもあり、さらに不安をつのらせている。

税制の改革には、国民の理解と信頼を得ることが最も肝要である。

したがって、本区議会は現行のままでの売上税導入には反対するものである。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和六十二年三月二日
内閣総理大臣 あて
大蔵大臣

柔軟な対応で問題 を解決し是非 とも新線の実現を 交通機関誘致対 策特別委員会

本特別委員会は、昭和五十八年五月に「地下鉄及びバス路線等に関する調査研究」を目的に設置され、以来、バス路線の整備充実、大量高速輸送機関の誘致・新設の二点に重点を置き、審議を行ってきた。以下、調査の内容を報告する。

バス路線の整備充実

足立区交通計画基本調査を中心に調査を進めると共に、区民と交通事業者とのパイプ役となり、関係者の理解を求め区内交通事情の改善、充実に努め、その結果、解決したものもあり、区民の利便に大きく貢献してきたところである。

大量高速輸送機関の誘致・新設

舎人新線

運輸政策審議会答申に新交通システム導入の構想が打ち出された。当区はこれまで地下鉄導入路線として要望運動を行ってきたが、若干の戸惑いはあったが、以後、新交通システム導入に視点を切替え、調査研究を進めてきた。

一方、荒川区と共同で「尾久・舎人新線建設促進協議会」を設立し、「日暮里―舎人間新交通システム基礎調査報告書」をもとに勉強会の開催、ルート検討等を行い認識を深めると共に関係

区民の声を反映 させ事業の推進 を要望する 駅前再開発調査 特別委員会

本特別委員会は、昭和五十八年五月に「駅前再開発及び周辺地区整備に関する調査研究」を目的に設立され、以来、北千住駅を始めとする区内鉄道路駅を中心に駅前及び周辺地区の再開発による環境整備及び活性化の調査研究並びに請願、陳情の審査を行った。以下、調査の内容を報告する。

北千住西口地区について

は、懸案の駅ビル建設が昭和五十六年七月に、国鉄から建設計画が示され、以降、商

業調整、周辺整備等について国鉄、地元関係団体、区の三者協議が行われた。

本委員会は随時報告を受け協議内容のチェック機能を果たした。三者間での合意が整い本委員会も合意内容を了承し、昭和六十年三月駅ビル「ウイズ」が開業した。

北千住駅西口北地区再開発事業は、昭和五十五年三月にパイロットプラン策定以後再開発準備組合の設立権利変換案の作成、計画概要の関係者への説明、第三セクター足立市街地開発株式会社設立、都計審への案件提出、十二月に了承一月には事業決定の都知事告示があった。

この経過の中で、本委員会は基本的には再開発賛成の立場を確認しつつ、様々

機関への建設促進要請活動を行ってきた。また、執行機関では、六十三年度末にはルートを一本化し、建設に向け具体的な作業に入る予定であり、本年度には、建設基金を創設する等積極的な取組みがなされた。

常磐新線

運輸政策審議会答申以降積極的な動きが展開されており、当委員会も関係機関の動向に注目しつつ具体的な推進策を求め調査研究を進めてきた。

地下鉄八号線

本線は既に、亀有までの免許申請手続きが完了し、今後、地域住民と協議しながら早急に事業認可を取り工事着手でき得るよう努力すべきと考える。

交通網の整備は、安全で

特別委員会の 報告

議会では、区の将来に大きく影響する、特別区制度の改革、北千住駅前を始めとする区内再開発事業、常磐新線、舎人新線等区内交通機関の整備、区内地場産業の育成、商業活動の環境整備等の商工活性化対策等々区政が抱える重要事項の調査研究を行うため四特別委員会を設置し、調査研究を進めてきました。

全委員会が調査を終了し、今議会で結果の報告を行いましたので、その要旨をお知らせいたします。

区民福祉増進に 寄与する制度改 革へ十分の論議を 都区制度改革調 査特別委員会

都区制度改革は、これまでも区長公選の復活、事務事業の大幅移管等、特別区の自治権拡充が図られてきたが、法上の位置づけは変

らなず、一般市とは異なる制約を余儀なくされており、引き続き都区間で研究が進められてきた。

当議会も五十八年に「特別市構想調査特別委員会」を設置し、調査研究を行ってきたが、昨年二月に「都区制度の基本的方向」について都区間で合意をみ、改革に向け大きく第一歩が踏み出されたのを契機に従前の委員会を消滅し、新たに本特別委員会が「財政事務移管及び呼称等の調査研究」を目的として、昨年の五月設置された。以下、調査の内容を報告する。

これまでの制度改革の取り組みや都区合意の内容等に対し知識、認識を深める中で当面する諸問題を調査してきた。都区間合意には

審議結果を今後 の施策に最大限 の反映を確信 商工活性化対策 特別委員会

本特別委員会は、昨年五月「地場産業、商業活動の環境づくり及び制度融資の調査研究」を目的に設置され、以来七回にわたり調査

研究を行ってきた。以下調査の内容を報告する。

当委員会は、審議に先立ち、区内商工業の正確な実態把握の為、執行機関に対し、現状の説明と資料の提出を求め、これを踏まえ、今後の委員会運営を協議した。種々の意見があったが足立区商工会議所から提出された「足立区内の工業政策のあり方に関する提言」を主な議題として決定し、執行機関の説明を受けた後審議が行われた。ここで交わされた質疑、意見の主なものは、①発足予定の足立区産業振興懇談会。②用途地域の制限緩和。③商工センター基本構想策定委員会。④工業団地の設置。⑤異業種交流。について等であった。また、区内商工団体の

基本的な了とする大勢の中で、次の意見、指摘があった。①財調制度に都の調整権を認める事は、区が都の内部団体の性格を残す事になる。②納付金制度は存置するが極力納付金が生じない様にするの点は、当区にとつて非常に危惧される問題である。③清掃事業の移管は、慎重に対処の要あり。なお、制度改革を進める際には、区民の立場に立ち十分論議を尽くすべきであり、議会の意見が委員長会議長会を通じて十分反映されるよう要望する意見があった。今回の制度改革は、先の区長公選復活時の改革に比し、区民への浸透度の低さが懸念され、区長会、議長会が協調し、行動すること

を申し合せた。具体的行動として、特別区制度改革実現共同大会の開催、百万人署名運動があり、他にも様々なPR活動を展開して区民周知を図り、世論の高揚に努めた。当区でも「制度改革推進行動計画」を策定し、積極的PRを展開した。本委員会もPRの重要性を認識し、積極的推進を要望した。さらに、議員各位の協力をいただき、「都区制度改革を求める意見書」を議決し、国に対し、制度改革の実現を求めた。

都区制度改革は、今後細部にわたり具体的に検討される事となるが、真に区民福祉の増進に寄与する制度にするため、区民と行政が一体となり、十分論議が尽くされるよう要望する。

実情について、区工業連合会及び区商店街振興組合連合会との懇談を決定し、十一月十一日に両団体各五名の代表と懇談を行った。用途地域の変更には、工業育成のための特別な配慮を円高に對抗し得るよう融資の充実を。商工センターの早期建設を。(工業会)再開発ビル建設は、商業環境問題も審議し、進められたい。商工センター建設の促進。商工関係予算の増額(区振連)等の意見があった後、用途地域の変更。中小企業融資。大型店対策。共通商品券の販売促進等について、団体代表と委員間で意見が交換された。

さらに、幹事長会に提出された足立区中小企業振興基本条例(案)についての審議の要請を受け、これの協議を行った。結果は、早急に制定する必要があるとの意見もあったが、大多数は設置予定の産業振興懇談会の検討を待ち、実効ある条例を制定することが望ましいとの意見であり、これを結論とした。

なお、付託された陳情一件については、鋭意審査を進めてきたが、結論を出すまでには至らなかった。

本委員会は、必ずしも初期の目的の全てを完了したもののとは断言し得ないとしても、審議の過程で明確になった中小企業の諸問題について、今後、執行機関において、商工活性化の諸施策に、可能な限り反映されるものと確信し、調査を終了したものである。